

### 違反建築防止週間実施細則

- 1 地域機関は、関係機関と協力し、建築相談所の開設等を行う。
- 2 地域機関は、庁舎玄関等に「違反建築防止週間」のポスターを掲示する。  
また、市町村に対して「違反建築防止週間」のポスターの掲示並びに広報誌に本週間の実施目的等の掲載することを依頼する。
- 3 無確認建築物については、建築基準法第 89 条の規定による工事現場における確認表示の有無により、建築主、設計者、工事監理者及び工事施工者に対する指導を行い、その根絶を図る。
- 4 工事監理者未選定建築物、工事施工状況未報告建築物及び完了検査未申請建築物については、建築物確認申請台帳等により、建築主、設計者、工事監理者及び工事施工者に対する指導を行い、その根絶を図る。